

〔書評〕

沼本克明著

『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』

小倉肇

0 本書は、日本漢字音の研究に一貫して携ってきた沼本克明氏  
が、その「歴史研究篇」として、既発表の論文を軸に新たに書き下  
しを加えて再構成し、一書としたものである。序論、本論（第一部  
〈呉音論〉、第二部〈漢音論〉、付論という構成で、千二百ページ  
に及ぶ、文字通りの大著である。

著者の研究成果の一部が、このような形で公刊されたことは、斯  
学にとって一つの朗報であり、一時期を画すものとなることは疑い  
ないであろう。同じ道を志す後学の者として非常に嬉しいことであ  
る。

本書については、「国語学」130(1982)に新刊紹介があり、また既  
に、高松政雄氏の書評(1983)、木田章義・森博達両氏の共著になる  
書評(1983)も出ている。後者は原稿用紙百枚を越すという本格的な  
書評で、細部にわたっての紹介と批評がなされている。

以下には、与えられた紙幅の関係から、本書の抜いている大きな  
テーマを中心に、ある程度絞った形で取り上げて言及することとし  
たい。

1 まず、著者の基本的な立場及び方法について取り上げてみよ  
う。

著者によれば、日本漢字音の研究主題としては「体系の究明」と  
「歴史の究明」という二つの方向が認められる(緒言 p. 5, 43)、と  
いう。字音研究は「二重の意味を持つ」(河野 1968, p. 305) 或いは  
「二つの進め方がある」(三根谷 1972, まえがき) と言われるが、

中国語音韻史の史料(資料)として取り上げる研究”は一応措くと  
しても、もう一方の、日本字音に限るならば、「日本語の音韻史の  
解明を目指す研究”は、当然へ日本漢字音研究”の主題となるので  
はあるまいか(因みに、この研究は、著者の言う「国語史研究とし  
ての日本語音(史)研究”(p. 24)に含められてはいるが)。「呉音・  
漢音の体系研究”(p. 25)としての「体系の究明”は、確かに重要な  
課題であるには違いないが、その究明だけを目的とする(或いは、  
その究明だけに終わる)のであれば、やはり問題であろう。なお、  
漢字音を体系的に受け入れた日本語の側に、その素地(下地)をど  
のように仮定するか、或いは、どのように位置付けるかは、音韻体  
系・音節構造との関連で興味深い問題である(拙稿 1981 参照)。一

方、今日本漢字音史研究」(p.43)において、「歴史の究明」としての「漢字音の日本化の過程・実態の究明」(p.43)は、当然の課題であるが、「その同化の過程で逆に日本語の音韻にどのような変化を齎したかを明らかにする」(河野 1976, p.542)とこの視点は是非とも必要であろう。日本字音史研究では「本来の国語音と字音とが、どのようにからみ合いながら体系的に変化してきたかという、いわば生態的研究とでも名づくべき」(小松 1961, p.122)研究がなされなければならないと考える(ただし、評者は《語音》と《字音》に《漢語の音》を加えて、三者のからみ合いを考えている)。

ところで、著者は「体系の究明」と「歴史の究明」という二つの主題は「同時的平行的に解明せられ得るものではない」(緒言 p.5, 43)と述べている。これは「研究の直接対象とし得る史料は、全て其等が書留められた時代時代の実態を反映するものではないか有り得ないのであり、言わば祖系漢字音伝来後の経過時間に比例した変容の相として存在している事を前提とせねばならぬ」(緒言 p.5, 44)ないことから、「研究の手順としては先ず各時期の字音資料に残されたその変容の相を日本漢字音の歴史的展開の実態として記述把握」(緒言 p.5, 44)するという「歴史の究明」がなされた上で、「その変容の相を取去った背後に抽出される所を以て」(緒言 p.5, 44)「体系の究明」が可能となると考えているからである。

しかし、「変容の相の闡明」は「措定される中国語音韻体系と我が国字音資料に於る具体相との比較のずれが重要な手掛りとなる」(緒言 p.6)或いは「中国音韻体系との比較の剰余が重要な手掛りになる」(p.44)と述べているのであるから、その「ずれ」「剰余」——評者にはよく理解できないが——を認定するためには、まず、中

古音(切韻)の体系と対照して、「規則的(原則的)な現れ方」(河野 1968)を明らかにする、「基本的対応の解明から出発する」或いは「規則的に対応する基本的漢字音の体系を認め」(三根谷 1972, p.169, 64)、という必要があるわけである。従って、実際には「歴史の究明」に先立って「体系の究明」が行われなければならないはずである。著者の論述の過程を見ると、事実上、常に、体系的観点の導入とその立場からの説明がなされているのであって、著者の説く方法及び手順は忠実に守られていないわけである。従って、著者が「仮名遣の問題と体系の問題とそして変容の問題とを循環的に考察する」(p.45)と述べているのは、方法論として大きな問題があると考えられる(沼本 1983, p.16 高松 1983, p.66, 1982 参照)。因みに、「観智院本類聚名義抄「和音」を通して見た呉音の特質」(第六章第一節)は「体系の究明」に属すはずであって、本書(歴史研究篇)の中では特に異質である。

2 次に、著者の言う「呉音・漢音(の体系)」について取り上げる。著者は、

日本漢字音が畢竟借音である以上、「借用された当初の想定される字音の姿」中国音がわが国に伝えられて日本語の中にその取込みを完了した最初期の想定される姿(の総体)を体系化の対象とすべきであるとする考え方を取る。(p.43)

と述べているが、また、その「体系化の対象」は「漸次変容して行く——日本の変化を遂げる——」以前の「想定される当初の姿」(p.44)でもあるという。「借用された当初の」そして「日本の変化を遂げる」以前の「想定される字音の姿」であるとすれば、「中国音」

そのもの（「祖系音」となるはずである。しかし、そのように理解したのでは勿論著者の主旨に合わない。従って、ここで言う「変容・日本的变化」は「取込みを完了した」後の段階に限定して理解しなければならぬことになる。即ち、「変容の内容には日本語の音韻変化に沿った方向での動きもあるいは呉漢二層の混淆というような動きも広く含めて考えられる」(p. 44)ということである。

しかし、評者は、中国字音を取り入れるに際し、音韻体系及び音節構造の相違による「日本的变化」は当然のことながら存在したと考える。「体系化の対象」となる字音が「借用された当初の」しかも「取込みを完了した最初期の」「変容・日本的变化」を蒙っていない——或いは、それが「排除」(p. 37, 61など)された——ものであり、その体系が「純粹(な)・真の・本来の」(p. 19, 84, 806, 163, 147, 485など)ものであるとすると、どのようなレベルの字音・字音体系が想定されることになるのであろうか。著者の「体系論」に俟ちたい。

なお、著者は「正音」・「和音」・「漢音」と「呉音」・「唐(音)」と「対馬(音)」の「三対の呼称は必ずしも厳密な使い分けをしていないのがその実態である」とし、「古来の三対の呼称は同一概念の学統や社会の慣習差の使い分けに過ぎないとするのが筆者の基本的解釈である」(pp. 272-3)と述べている。このような解釈は、常に「想定される当初の姿」としての「純粹な・真の・本来の」「漢音・呉音」を考える立場からは、当然の帰結であると言えよう。そして、この立場から見ると、例えば、「和音」と明示してこの様な字書に掲げてある以上、或程度の「和音」に向けての整理化が全く無かったと言うつもりは無いが、非和音的なものが完全に削除されたとは決

して言えないのである。(pp. 223-4)「和音読之」は全て一字残らず「和音」で読むという謂ではなく、和音を主流として読むという意味なのである。(p. 226)「その「呉音」が大般若経の読誦音から脱却し得ていないものである」(p. 116)「呉音本来の形へ向けての抽象化又は体系化の意識が働いている」(p. 222)「加点者の認定が果して呉音、漢音の真の姿を把えたものかどうか」(p. 107)などの見解が随所に見られるのも首肯することができよう。

ただし、評者は「正音・和音」と「漢音・呉音」(便宜、この二対だけを取り上げる)とでは、その対象とする(となる)字音のレベル、或いは、その分類の基準(観点)が異なっていたと考える。いま仮に、大まかではあるが、「漢音・呉音」は「体系としての規範性を持ったレベルの字音」、「正音」は「原音に回帰できるような(或いは、原音になるべく近づけた)レベルの字音」(小松1981: pp. 203-4参照)、「和音」は「日本語の音韻体系・音節構造に融和することによって、いわば原音への回帰を諦めてしまったレベルの字音」(馬淵1983b 林1982: p. 319参照)という程度で、一応押えておくならば、「漢音・呉音」ともに、その時代・社会階層等によって、「正音」レベルのもの、「和音」レベルのものがあったとしても、一向に差し支えないであろう。従って、例えば、「和音」と明示された音注の中に「非呉音系字音」(p. 190)——「漢音形や漢訳梵語音(陀羅尼音も含む)」(p. 183)など——が含まれていたとしても、また、藤原公任の大般若経字抄において、「漢音」と「正音」とで「術語の混同」(p. 272)があるように見えたとしても、それは当然であると考えられる。また、著者の退ける「呉音を「混成体」とする考え方」(p. 53)については、この「呉音」を「和音」のことと理解す

るならば、妥当な見解と考える（河野 1978, p. 428 高松 1982, 馬淵 1983 a 参照）。なお、「漢音・呉音」をどのように定義するかという定義そのものの問題は、日本字音として「漢音・呉音」がどのように体系的に組み立てられて行ったのかといった問題を究明すれば、自然と解決されるであろうと考える。

3 著者は「呉音に於る和化事象」として、「入声韻尾の促音化、声調変化、連濁の三項を取り挙げ」（p. 364）ている。「和化事象」或いは「変容・日本の変化」ということで、何を、どのように取り上げるかは重要な問題であるが、いま、それに触れる余裕はない。以下、「入声韻尾の促音化」と「声調変化」の二項に絞って言及してみたい。

まず「入声韻尾の促音化」では、「呉音直読の場、就中法華經字に於いて考案されたと考え」（p. 368）られる「フ入声」が取り上げられている。

（フ入声の特立は、（法華經）呉音読誦の際生じた唇内入声の促音化を、唇内入声 $\parallel$ フ・舌内入声 $\parallel$ ツチ・喉内入声 $\parallel$ クキという体系的把握を崩さずに、処理する為に発明されたものであつて、ハ行転呼音とは無関係である）（p. 365）

というのが、著者の論旨である。法華經読誦資料を中心とした分析に、諸音義の記述内容の検討を加えて出された著者の結論は、容易に崩れそうもない。木田・森両氏の書評（1986）で全く問題とされていないのも、著者の論旨を受け入れたためであろうか。

ここでは、規範的なレベルの《字音》と現実の具体的なレベルの《漢語の音》とを区別して扱う立場から、著者とは異なった解釈を

提示してみたい（林 1980, 1982<sup>a</sup> 中国における〈字音×語音〉については、河野 1966, 1968 三根谷 1966, 1972 大島 1981 参照）。なお、著者の言う「規範形」と「読誦音形」（p. 772）は、ここで用いる《字音》と《漢語の音》にはば相当すると見てよいようである。

著者は、法華經読誦資料を分析・検討し、

（唇内入声字が熟語の下位に立って読まれる場合には常にフ入声に加えられる）（唇内入声字が熟語の上位に立って読まれる場合にはフ入声と入声との両方が加えられる。その際、フ入声に加えられるのは下接字が有声子音の場合であり、入声に加えられるのは下接字が無声子音の場合である。）（p. 371 便宜 a b c を付す）

と結論する。ただし、著者の挙例を具体的に検討すると、数値などの細かな点は除くとして、右の結論は次のように修正を加える必要がある。即ち、a では「単独及び熟語の下位」、b では「有声子音及び母音の場合」、なお、b に関連して、著者はフ入声の下接字に無声子音がきた場合を「例外」（p. 376）とする。著者が、これを「例外」として扱わざるを得なかったのは、資料中の「句点」（p. 373）によって整理・分析を進めたためであると考えられる。しかし、著者の整理した結果（譯者の修正も含める）に従うならば、a b c は相補的な関係となっているわけであるから、右の場合には a に該当すると認めることができるので、「例外」とする必要はないと考える。さて、以上のように考えるならば、唇内入声字に入声点が増えられているものは、「熟語」（つまり、具体的なレベルでの《漢語の音》）として、著者の述べているように、いわゆる「促音化」を起しているたと推定してもよいであろう。ここで「いわゆる」を付したのは、

この場合の「促音」が後世のような一モーラを形成するものではなかったであろうと考えるからである（小松 1971, p. 687 参照）。また、唇内入声字の下接字が無声子音であっても——言い換えれば、音韻論的条件が全く同じであっても——、いわゆる「促音化」は規則的に起ったわけではないことに留意する必要がある（例外を参照）。つまり、いわゆる「促音化」は、当然のことながら、「字音」のレベルではなく、「漢語の音」のレベル（即ち、形態音韻論のレベル）で考えなければならぬわけである。従って、「漢語の音」としての具体的な音声レベルでは、後続の無声子音に同化される形で、いわゆる「促音化」が起っていたとしても、それらは、「字音」のレベル（入声としての短促的な特徴を備えた規範的なレベル）としては、唇内入声（p/（-p））の異音（allophones）と解釈することができよう。一方、フ入声が加えられるような音韻論的環境では、唇内入声字は、「漢語の音」として、「語音」に起った（ハ行転呼音）の一般化に従って「[p]（<[pʰ]）」で実現されることが多かった（或いは、多くなっていた）であろうと推定される（因みに、「蒙求所用」の「漢音」においても「かなり早い時期に「ウ」と混同されることがあった」、「院政期には既に実際の発音ではu化したものが増加していた」（p. 173）という指摘がなされていることは注目に値する）。従って、「入声」としての短促的な特徴を備えた規範的な字音の実現される方を無標（unmarked）とし、それと乖離した形で実現される方（有標 marked）を「フ入声」として「特立」したものと考えることができるであろう。著者が「唇内入声字の促音化を処理する為」（有標）に、「フ入声が特立された」（有標）と解釈するのは、有標・無標の観点からも矛盾があると考える。

因みに、九条家本法華経音の「本入声ナルヲ平声呼フ」について、小松英雄氏は「へも」と、入声韻尾のひとつであるところの「フ」の音であったものが、入声以外の「ウ」の韻尾にかわってしまい、平声と区別がつかなくなったもの」という意味に解釈すべきであろう（小松 1971, pp. 672-3）と述べているが、評者の立場からは次のように解釈されることになる。〈本来は（規範的な「字音」のレベルでは）入声韻尾の一つである「フ」（p/（-p））であるが、「漢語の音」として文字通り「フ」（[pʰ]）或いは「フ」とあっても「[pʰ]」で実現され、平声と区別がつかなくなったもの〉

なお、フ入声として実現される「漢語の音」がどのように唇内入声字の「字音」となっていたのか、或いは、入声として実現される「漢語の音」がフ入声との関連でどのように「字音」として定着していったのかは、「語音」とのからみ合いで興味深い問題である（小松 1956, 1971 参照）。

4 次に、「異音に於る和化事象」としての「声調変化」——毘富羅声——について取り上げてみよう。

まず、「声調変化」という術語であるが、著者は、これを「通時的変化」と「共時的交替」の両方の意味で用いている。文脈上明らかな場合もあるが、どちらの意味で用いているのか判断しかねることも多い。両者を「声調変化」と「声調交替」とで区別して扱えば誤解は起らないであろう。

著者は「院政期以後の具体的な字音読資料」（p. 405）の分析から「毘富羅声とは、去声字が句中句尾にあって読まれる際、直前の上声または去声の影響で、上声に変えて読まれる時に加えられる声

点(p. 423)と推定し、「音義資料」及び「毘富羅聲を使用しない資料」の検討を経て、

「去声字の上声化」という現実の事象があつて、それを処理するためには毘富羅聲が特立されたと考えざるを得ない以上、その本質的な機能は——使用者の意識は別にして——、「本来去声字であるが連音上上声に唱えるべき字」の指示にあつたと考えらるべきであらう。(p. 423)

と結論する。このような「毘富羅聲」の解釈は、著者の「呉音三声体系」説に直接つながるものであり、「毘富羅聲」の解明が「呉音」の声調・声調体系を考える上で重要な鍵となることは疑いのない所である。

さて、著者の結論に従えば、「毘富羅聲」の「本質的な機能」(評者にはよく理解できないが)は、『本来去声字であるが連音上上声に唱えるべき字』の指示にあつた」ということであるから、「上声に唱えるべき」積極的な意図を示すために、それが「特立」されたということになる。しかし、「毘富羅聲」の存在を示す最も古い文献は「鎌倉初期写と思われる九条本法華経音」で、その声点図には「上去両声任意」(pp. 444c)とあること、また、「承暦三年抄の金光明最勝王経音義の「和音上声去声随便相通」(複製二丁裏)という記述も」「毘富羅聲」の現象を言ったものと解釈できる(p. 420)ということ等から、「その名称に拘泥するならば」(p. 423)、著者の主張するような「積極的な意図」を想定するのは、やはり無理があると考へる。

「毘富羅聲」は、著者の説くように「連読上における声調変化」(p. 402)——即ち、「形態音韻論上の声調交替」——の現象を捉えて

「特立」されたと考えられる以上、「フ入声」と同一のレベルで解釈されるべきではあるまいか。著者の「毘富羅聲を加えている資料では必ずフ入声をも加えており、フ入声を加えている資料では必ず毘富羅聲を使用してあるのであって、一方のみを加えてある資料は見出されない様である」(p. 366)との指摘も、両者の関連性を示唆するものとして大いに注目される。評者は、『字音』と『漢語の音』との観点から、次のように解釈する。今規範的な《字音》のレベルでは去声である(無標)が、熟語の低位成分になる(ただし、上位成分が去声(上声)の場合)という《漢語の音》のレベルでは声調交替を起して上声となる(有標)という事象を捉えて、有標の方をいわゆる「毘富羅聲」として「特立」した。従つて、このように解釈すれば、前述の「上去両声任意」について、『本来は《字音》としては去声であるが、連読上(熟語の低位成分になるといふ《漢語の音》としては)上声に唱えてもよい』との指示で、その判断は読誦者に任す——「任意」と考へることができ、著者のように「使用者の意識は別にして」とすることもなくなるであらう。

因みに、著者の研究によつて、「毘富羅聲」を使用した資料と、それを使用しないで「直ちに上声点を加える」資料との二つの「系列」のあつたことが明らかにされている(pp. 417-9)。このことは、(一)規範的な《字音》レベルでの声調を重視し、しかも現実の《漢語の音》レベル(実際の読誦音)での声調をも考慮する立場、(二)《漢語の音》レベルでの具体的な声調を重視する立場(勿論、《字音》レベルでの声調認識は当然あつたと考へる)、の二系列があつたと解釈されることになり、非常に興味深い。「毘富羅聲」と同様に「フ入声」の特立も(一)の立場からなされたものである。

なお、声調交替の成因並びに《語音》との交渉は、「呉音」の声調・声調体系と密接に関連するので、ここでは評言を差し控えておきたい。

5 「声調体系」「祖系音」については述べたいことも多いのであるが、別の機会に譲ることとし、ここでは二、三重要と思われる点について言及することにした。

「呉音・和音」の声調・声調体系について、著者は、

平安後期〜院政期の典型的な呉音の声調体系が上声調文字群の存在しない三声体系であった (p. 497)

と述べ、いわゆる「呉音三声体系」説を主張する。ここで「上声調文字群」が存在しないとするのは、「単字声調として」(p. 488) 或いは「原則として」(p. 504) ということである。即ち、著者は「連音上の声調変化の結果として上声が出現する」(p. 500)、「曲調音節の消滅による上声の出現」(p. 500) という二つの観点から、字書・音義書の「上声例」を検討し、右の結論を導くわけである。「連音上の声調変化」というのは、一方で「曲調音節の消滅」という観点が取られている点からみると、『通時的な変化』のことも考えられる。しかし、「連音上」或いは「本来単字声調」としては去声であった」(p. 500) と述べている所からみると、『共時的な声調交替』の意味で用いていると理解しなければならないであろう。従って、この「声調変化」が共時的な声調交替のことであるとすれば、著者の方法は、『漢語の音』における共時的な声調交替現象に基づいて、その声調交替を生じさせた「条件」並びに『通時の変化』を想定することによって、声調交替が発生する以前の「呉音」の声調体系を

推定するという、いわゆる内的再構 (internal reconstruction) に基づくものと考えられることもできようである。ただし、声調交替を明らかにするための直接の資料とはならないはずの『字書・音義書』が考察の対象とされている点、「平安後期〜院政期の典型的な呉音の声調体系」と述べている点、などを考えると、内的再構の方法と認めることにも疑問が残る。結局、著者は、共時的な観点から、「連音上の声調変化」としての上声例を「単字声調としては去声であった」とし、共時的な (声調交替の) 観点から説明できない一音節字上声例を、通時的な観点から「一音節去声字の上声化」(p. 501) と捉え、「上声調文字群が存在しない三声体系」と解釈していることになる。因みに、評者は、著者とは観点を異にするが、「呉音」のアクセント体系としては A (平・入 / 〇・100, 1000, 10000, …)・B (上・去 / 〇・〇〇・〇〇〇・…) という「二型アクセント体系」であったと解釈した上で、声調体系としては A (平)、B (上・去)、C (入) の「三声体系」であったとする考え方を取る (詳細は別の機会に譲る。拙稿 1980 参照)。

なお、内的再構の方法によって推定される「呉音」の声調体系 (即ち、声調交替の発生する以前の声調体系) は、著者の主張する「三声体系」と或いは一致することになるかも知れられるが、「字音直読」文献を資料とした声調・声調交替 (「毘富羅声」を含む) の全面的な記述研究を行なった上でなければ、確実なことは言えないので、態度を保留しておきたい。また、内的再構の方法によって推定された声調体系・調値は、「祖系音」に直接結びつく「呉音本来のもの」には限らないのであって、この点は留意しておく必要がある。

ところで、著者は「呉音三声体系」説の立場から、名義抄和音の「○上、○○上」は去声調を示すと解釈せざるを得ない」(p. 492)と述べている。しかし、このような結論を出すためには、「○上、○○上」が全て「單字声調」を示すという論証がなされなければならないと考える。なぜなら、名義抄和音においても「連音上の声調変化」による「上声」の存在が指摘されているからである。従って、もし、そのような論証が不可能であるとすれば (p. 492)、「○上、○上」は、「單字声調」——規範的なレベルでの《字音》——としての「平上、平平上」という去声調を示すとともに、「連音上の声調変化」(声調交替)形——具体的なレベルでの《漢語の音》——としての「上上、上上上」という上声調を示す、という可能性も否定することはできないであろう。また、仮に、このような可能性が認められるとすると、「○上、○○上」は「規範的な《字音》レベルでの声調を重視し、しかも現実の《漢語の音》レベル(実際の読誦音)での声調をも考慮する立場(前述)からの「加点法」(p. 493)によるもの(ただし、一音節字の加点法については、別途説明を加える必要がある)と解釈することができるので、「毘官羅声」及び「フ入声」との関連で、問題は更に大きく発展することになる。いずれにしても、名義抄和音の(加点の)実態を全面的に再検討する必要があると考える。

なお、著者が「呉音の声調体系が平去入の三声体系であった」(p. 536)という時、「呉音」の「調値」を示す平声・去声・入声を、そのまま「調類」の名称として用いていることに注意したい。「調類」とは「具体的音調を同性格によって分類した群」(p. 949)であると同時に「声調を中古音の四声との対応関係に基いて identify し

た場合」(平山 1974, p. 193)を言う(因みに、この「調類」は日本語のアクセント研究で用いられる「類」或いは「語群」(金田 1974)に相当するものと考えてよいであろう)。従って、著者の用法に従うかぎり、「呉音」の平去入の三声(調類)と「漢音」の平去入の三声(調類)——言い換えれば、切韻(広韻)の平去入の三声——とは、各々その所属字が原則として一致していなければならないはずである。しかし、事実に入声を除いてそのようにはなっていない。これは、「漢音」の四声(平上去入)が「調類」を示すとともに日本独自の用法として「調値」をも示すことから、「呉音」の「調値」を示すために用いられた四声(平上去入)を「調類」を示す名称として流用してしまったからである。従って、このような「呉音」の平去入の三声(三調類)を、そのまま更に、「呉音」の原音(著者の言う「祖系音」)にまで持ち込んで議論するのは、当然のことながら混乱を招く結果となり、賛成できない(宮沢 1979, p. 85 参照)。

6 「中国中古音との関係論」並びに「漢音」の声調体系については述べたいことも多いのであるが、木田・森両氏の書評(1983)で重要な点は概ね言及されているので、それに譲る。また、「字音仮名遣」についても、著者の方法論との関連で取り上げたためであるが、紙幅の都合で割愛せざるを得ない(林 1983 参照)。

最後に、評者の感想と希望を簡単に記しておこう。

本書には誤植・誤記とみられるものが少なからずあるが、これは千二百ページに及ぶ大著であることを考えれば、大いに同情できよう。なお、著者の術語(用語)については、誤植・誤記かどうか論述との関連で微妙なものもあるが、それはそれとして、評者の理解す

る所と異なるためであろう、全般的に理解しにくいものが多かった。

また、本書には、著者の立論の基礎となった資料以外にも、数多くの貴重な文献資料が紹介されている。本書を十分に理解するためにも、更には日本字音研究の発展のためにも、できるだけ多くの文献について「音注資料」並びに「分韻表(字音対照表)」「分韻表」だけでは資料的価値は半減すると考える——があればと思う。著者にその公表を期待したい。

以上、本書の扱っている大きなテーマの、その一部(結果的には、序論・呉音論の一部)については、評者の率直な忌憚のない見解を述べたが、著者にとっては、全くの見当違いや誤解と思われる点多いことであろう。著者を始め識者の批正を得ることができれば幸いである。本書から数多くの貴重な教えを受けたにもかかわらず、紙幅の都合もあって、それらには殆ど触れることなく、妄評に終始してしまったことは、著者並びに読者にお詫びしたい。

本書に続く著者の「呉音体系論」「漢音体系論」の発表が待たれる。

(昭和五十七年三月二十日発行 武蔵野書院刊 A5判 一四十一一九七頁 三〇〇〇〇円)

〔引用文献〕

大島正二(1981)『唐代字音の研究』汲古書院  
小倉 肇(1980)『法華経单字反切攷(工)』(弘前大学教育学部紀

要)144

(1981)「合拗音の生成過程について」(『国語学』124)  
木田章義・森 博達(1983)本書の書評(『均社論叢』13)

金田一春彦(1974)『国語アクセントの史的研究 原理と方法』塙書房

河野六郎(1956)「書評・故有坂秀世博士『上代音韻攷』」(『国語研究』5 河野1980)

(1968)『朝鮮漢字音の研究』天理時報社(河野1979)

(1976)『「日本呉音」に就いて』(『言語学論叢』最終巻

河野1979)

(1978)「朝鮮漢字音と日本呉音」(『末松保和博士古稀記念論集——古代アジア史論集上巻』吉川弘文館 河野

1980)

(1979)『河野六郎著作集2』平凡社

(1980)『河野六郎著作集3』平凡社

小松英雄(1956)「日本字音における唇内入声韻尾の促音化と舌内

入声音への合流過程——中世博士家訓点資料からの跡付け——」(『国語学』25)

(1961)「字音研究の歴史」(『国語国文学研究史大成 15

国語学』三省堂

(1971)『日本声調史論考』風間書房

(1981)『日本語の音韻』(『日本語の世界7』中央公論社)

高松政雄(1982)『日本漢字音の研究』風間書房

(1983)本書の書評(『国語と国文学』60・3)

沼本克明(1983)「候韻字の仮名書音形を通して探る呉音の祖系音」(『国語国文』52・1)

林 史典(1980)「呉音系字音における舌内入声のかな表記について」(『国語学』122)

(1982) 『日本漢字音』(『日本語の世界4』中央公論社)

平山久雄 (1974) 「中国語閩南閩北祖方言の声調調値」(『東京大学文学部研究報告』5)

馬淵和夫 (1983 a) 「書評 高松政雄『日本漢字音の研究』」(『国語と国文学』60・6)

(1983 b) 「三内説について」(『中川善教先生頌徳記念論集 仏教と文化』)

三根谷徹 (1956) 「中古漢語の韻母の体系——切韻の性格——」(『言語研究』31)

(1972) 『越南漢字音の研究』東洋文庫

宮沢俊雅 (1979) 「展望 国語学(古代語)」(『文学・語学』85)

——弘前大学助教授——

(昭和五十八年九月十六日 受理)